

議事日程第1号

令和3年2月1日(月)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第1号から第4号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠

総務企画部長	佐藤透	市民福祉部長	山田政信
観光文化スポーツ部長	小玉博文	産業建設部長	柏崎潤一
企業局長	八端隆公	企画政策課長	伊藤徹
総務課長	鈴木健	財政課長	佐藤静代
税務課長	菅原章	税務課債権管理室長	佐藤淳
福祉課長	小澤田一志	健康子育て課長	原田徹
観光課長	三浦一孝	男鹿まるごと売込課長	湊智志
建設課長	薄田修一	会計管理者	平塚敦子
教育総務課長	太田穰	監査事務局長	高桑淳
企業局管理課長	三浦幸樹	上下水道課長	小野肇

## 午前10時00分 開 会

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。これより、令和3年2月臨時会を開会いたします。

---

○議長（吉田清孝君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

5番鈴木元章君、6番佐々木克広君を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第1号から第4号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第1号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

議案第2号 令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の専決処分について

議案第3号 権利の放棄について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年2月臨時会を招集いたしましたところ、御出席を賜りありがとうございます。

本臨時会で御審議いただきます議案件は、令和2年度一般会計補正予算の専決処分など4件ありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の御報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備についてであります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、ワクチンの供給が可能となった場合に速やかに市民に対し接種を行う必要があることから、本臨時会提案の補正予算成立後、健康子育て課内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置いたします。

この推進室においては、接種券発送のほか、相談や接種予約の受付、関係機関との調整、人員や接種会場の確保、接種などの業務を行い、迅速かつ円滑な接種が行われるよう取り組んでまいります。

次に、第58回なまはげ柴灯まつりについてであります。

今月の12日から14日まで3日間の日程で、真山神社を会場になまはげ柴灯まつりを開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場の受入れ人数を制限するとともに、事前予約制で観客を募集しております。また、オガールをサテライト会場として、イルミネーションやイベント、花火などで観光客のお迎えをいたします。

新型コロナウイルス感染の収束がなかなか見通せないところでありますが、市としては、冬の一大観光イベントであるなまはげ柴灯まつりを万全の感染対策を講じながら実施するなど、引き続き観光誘客に努め、観光事業者の下支えを行ってまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、令和2年12月定例会以降、除排雪に係る予算措置について

専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、先月7日に発生した五里合地区農業集落排水処理施設の落雷事故の復旧に係る予算措置について、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第3号は、公金着服事件に係る損害賠償金のうち、債務未承認分の債権について、債務名義を取得するための立証が難しく、債権回収が困難であることから、債権を放棄するものであります。

次に、議案第4号は、除雪費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、男鹿駅周辺整備事業費など措置したもので、歳入歳出それぞれ1億2,690万円を追加し、補正後の予算総額を196億1,510万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案の説明を求めます。

初めに、総務企画部長の説明を求めます。総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） おはようございます。それでは私から、下記議案について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてであります。

補正予算書で御説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）であります。

本補正予算は、令和2年12月定例会以降、除排雪に係る予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月15日に専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,770万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ194億8,820万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと28.1パーセントの増となっております。

ます。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

21款繰越金1項繰越金は5,770万円の追加で、前年度繰越金であります。

以上の結果、歳入合計は5,770万円を追加し、予算の総額を194億8,820万円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源59.7パーセント、特定財源40.3パーセントであります。

次のページをお願いします。

次に、歳出についてであります。

8款土木費2項道路橋梁費は5,770万円の追加で、除雪費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様5,770万円を追加し、予算の総額を194億8,820万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費73.2パーセント、投資的経費7.0パーセント、その他の経費19.8パーセントであります。

以上をもちまして、議案第1号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の3ページにお戻り願います。

次に、議案第3号権利の放棄についてであります。

本議案は、平成27年6月に発覚した元税務課職員による公金着服事件に係る損害賠償金のうち、本人が着服を認めていない債務未承認分の債権3,713万601円について、領収書等の確認ができないものであり、債務名義を取得するための立証が難しく、債権回収が極めて困難であることから、平成28年2月15日付で賠償命令を行った公金着服事件に係る損害賠償金のうち、債務未承認分の債権及びこれに係る放棄をする前日までに発生する延滞金について、権利を放棄したく、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第3号権利の放棄について説明を終わらせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

次に、議案第4号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

補正予算書で御説明いたしますので、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第13号）であります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,690万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億1,510万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと29.0パーセントの増となっております。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

12款地方交付税1項地方交付税は3,260万5,000円の追加で、普通交付税であります。

16款国庫支出金は1,105万9,000円の追加であります。1項国庫負担金は466万8,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。2項国庫補助金は639万1,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

20款繰入金1項繰入金は284万1,000円の追加で、地域振興基金繰入金であります。

21款繰越金1項繰越金は8,039万5,000円の追加で、前年度繰越金であります。

以上の結果、歳入合計は1億2,690万円を追加し、予算の総額を196億1,510万円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げます。

ますと、一般財源 59.9 パーセント、特定財源 40.1 パーセントであります。

次のページをお願いします。

次に、歳出についてであります。

2 款総務費 1 項総務管理費は 8 万 4,000 円の追加で、人件費であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は 1,097 万 5,000 円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費であります。

7 款商工費 1 項商工費は 284 万 1,000 円の追加で、チャレンジ広場用備品購入費であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費は 1 億 1,300 万円の追加で、除雪費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 1 億 2,690 万円を追加し、予算の総額を 19 億 1,510 万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費 73.4 パーセント、投資的経費 7 パーセント、その他の経費 19.6 パーセントであります。

以上をもちまして、議案第 4 号令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 13 号）の説明を終わらせていただきますが、議案第 1 号、議案第 3 号及び議案第 4 号について、御可決、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、八端企業局長の説明を求めます。企業局長

【企業局長 八端隆公君 登壇】

○企業局長（八端隆公君） おはようございます。それでは私から、議案第 2 号男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページをお願いいたします。

本補正予算は、先月 7 日に発生した五里合地区農業集落排水処理施設の落雷事故にかかわる予算措置について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただきましたので、その御承認を賜りたいというものであります。

条文の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず収入であります。第 1 款事業収益は、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済災害共済金 30 万円の追加で、補正後の予定額を 1 億 830 万円とするものであ



ります。

次に支出であります、第1款事業費用は、落雷に伴う修繕料など158万円の追加で、補正後の予定額を8,419万円とするものであります。

この結果、当年度純利益を2,369万2,000円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第2号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の専決処分について説明を終えさせていただきますが、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

15番三浦利通君の発言を許します。15番三浦利通君

○15番(三浦利通君) おはようございます。

議案第3号の権利の放棄について議題となっておりますけれども、この件について若干御質問をいたしたいと思えます。

まず、今回このように3,713万円、まあ問題、事件の経緯については皆さん御案内のとおりですが、先ほどこう提案になった中で、それから市長の説明要旨にも、事務的な提案理由が書かれております。事務的な文章と捉えた方がいいのかなと思っておりますけれども、本来であれば、ある意味では区切りの、まあこのままで当事者である黒沢本人からの債権の回収は容易に進まないと、財産もほとんどない等々の理由から、今回このような金額を放棄するということでは、そのことによって公金が、本来入ってくるべき多額の公金が入ってこない。そういう意味では、そのことによって市民に多大なる御迷惑を、今までもかけてきたし、区切りとして明確になったということの事実が発生するわけですが、そういった観点では、市民に対して、この場で市長もしくは副市長、特に副市長というのは事件発覚前後に黒沢の上司としてそれなりの立場におられた。そういう観点からも、市民に対してしっかりと陳謝をしなければいけないんでないか。そういう言葉が今回の提案された中では見えておらない。これでは具合が悪いんでねえかなと。極めて乱暴と言われてもしょうがない部分なのかなと。いや、あと事件発覚後、相当の時間がたっているし、事務的な権利の放棄という手続ってというような観点程度に捉えておるということで解釈してよろしいのかどうか。その辺もあわせてちょっとお尋ねします。

で、もう一つは、現時点において、まあ今までもその時々問題の発生の原因というか要因というか、その辺については、前市長時代にこの大きな問題が発生して、いろんな立場で議会でも調査のための委員会もつくったし、それなりのまとめもしました。で、その中で、何だかんだいってもこの問題の発覚というのは、当事者黒沢の公務員としてのあるまじき行為によってもたらされたと、これが大きな問題発生の要因になるわけですが、ただあわせて言えることは、一定の時期において、なぜ税務にかかわってあった上司の職員、同僚の方々がそれを見抜けなかったのかというようなことも問題を大きくしてしまった要因になるのかなと思いますけれども、そこら辺のこの問題というか、事件の起こってしまった検証というのは、現時点でどういう整理をなさっておるのか。それはまあ過去の問題として解釈してよろしくはないかと思えますけれども、その辺についてちょっとお聞かせください。

あわせて、この問題の処理、対応等々の中で、税務の業務について改善策、何が具合が悪くて、この後どうすべきかということは、過去にも当局の方から示されてありましたけれども、当然それらを総括なさって、その後、税務行政、税務の業務に当たっておるとは思いますが、この問題を受けての再発防止策、具体的にどのようなことが今現在までとられてやっておられるのか。

もう一つは、この問題が起きた時点で、相当あのおりマスコミ、新聞沙汰、テレビにも出ましたし、市民からも非難を受けました。こういうことが起きてるのであれば、税金、おら方も払わねってもいいんでねえがというようなことまで出されておりました。聞かされておりました。そういった点では、市の税務行政に対する信頼っていうのは相当やっぱり失われてしまったっていうこともあったかと思えます。まあその辺も含めて、まあ市民の受けとめ方っていうのは時間の経過とともに、まあいいのか悪いかは別として、比較的薄らいできてるっていうか、従来の受けとめ方と同様のレベルまで近づいてきているのかなっていう気がしますけれども、そこら辺、当局自体は市民の税務行政に対する評価、受けとめ方をもしそれなりにこう整理されている部分がありましたら、ちょっとお聞かせください。

それと、通告しておりませんが、補正予算の関係で、13号の補正予算の中で、今の新型コロナウイルスワクチンの接種の予算が計上されておりますけれども、この後、男鹿市ではこういう予算を使っていった中で、ワクチン接種の具体的なスケ

ジュール、まあ今朝の新聞にもあったし、ここずっといろんな自治体がそれなりの対応策、県でもあのおりマニュアル的なものをつくった中で、それぞれの市町村におろしていくって、やっていくってというような方針も示しております。現時点における市のワクチン接種の取組スケジュール等について、もし整理されているものがありましたらお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） 三浦議員にお答えをいたします。

まず、本日このような形で権利の放棄という議案を提出せざるを得なくなったというのは、これまでも議会全員協議会で御説明申し上げておりますように、まあ市側でその立証、着服の立証、裁判を起こしてもその立証がなかなか困難であるといったようなことから、市としましても時効を間もなく迎えるという段階で苦渋の決断をいたしまして、このたび権利の放棄を御提案したというものでございます。

で、当然、私どもとしては、いろんな場でその今日に至った経緯等も説明をさせてきておりますけれども、まあこの放棄を例えば御可決いただきますと、まあ多額の債権を、まあ現在未収になっておりますけれども、これが入ってこないということになりまして、まあこれまでも事あるごとに話はしてきておりますけれども、一番御迷惑をおかけしたのは市民の皆様であるというふうに私どもは思っております。これにつきましては、まあ提案理由に触れてないというようなこともございましたが、これについては、私どもとして十分反省をしております。この場をお借りして、市民の皆様に改めて深く陳謝を申し上げます。

今後はこのようなことのないように、私どもとしましても市民に御迷惑をおかけしないように職員一同努力してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 三浦議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、公金着服事件が発生した大きな要因、その検証についてどう捉えているのかという御質問でございました。

質問の中にもございましたように、この事件については、当然本人個人の事件でご

ざいまして、本人の倫理観や正義感の欠如という個人の問題であるというのが一番大きな要因と考えております。

事件をなぜ未然に防げなかったのかという部分については、組織のチェック体制、その部分について何らかの落ち度があったのがひとつの要因かという具合に検証されております。

その後、再発防止に関しましては、当時、領収書等の部分について、本人が統一したもの以外の領収書を使っていた等々理由がございました。領収印の管理、この部分についても一部具合の悪い点があったということがございまして、その部分については、その後、業務管理ということで、領収した部分について相互チェック、この体制を十分行うことにしてございます。また、そのほか、長きにわたり同じ地区を担当するということがないように、人事の部分についてもある程度の異動を期間を定めて対応するというようなことも行っております。

まあそのようなことを実施していきながら現在に至ってはございますけれども、当時の事件そのものは市民に与えた大きな影響はいまだに残っているのではないかと考えておりますけれども、それ以降、担当職員、真摯に市民に向き合って対応してきているところであります。当然このような事件を繰り返すということは考えられないもので、そういう部分では一生懸命頑張っている職員の姿を見て、市民の方々は理解していただけるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、新型コロナウイルスワクチンの接種事業につきまして、具体的なスケジュールという御質問でお答えしたいと思います。

今のスケジュールといたしましては、2月末に医療従事者への接種が優先的に始まるというふうに伺っております。この医療従事者への接種につきましては、現在、県と各県内の医療機関と現在調整を行っているというふうに伺っております。具体的には、県が実施主体となりまして、医療機関と調整を行って接種するということとなります。

市の業務といたしましては、この後、3月中旬頃に65歳以上への接種券の発送を予定してございます。この65歳以上の接種の開始につきましては、現在、通知では

3月下旬というふうに示されておりますが、一部報道でもありますように、諸事情によりまして4月にずれ込むのではないかという報道がなされております。市の方では、この65歳以上の接種につきましては、各医療機関で接種する個別方式、また、会場を設置して行います集団接種並びに各施設の方へ訪問する訪問接種、これらを併用して接種する方法を今現在検討しているところであります。

それ以外の65歳未満の方々の接種につきましては、いまだ具体的なスケジュールは国の方からも示されておられません。今後、このワクチンの供給時期、供給量並びにワクチンの取扱い等につきまして詳細な確定がなされた上で、これらスケジュールにつきましては確定していくものと思われまますので、これらに対応するために、課内対策室におきまして、希望する方々に円滑な接種が行えるよう体制を整えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） まず3号の権利の放棄についてですけれども、まず税務にかかわる職員のみならず、先ほど部長が話しておられたように、市職員全体が税は自治の基本であるということを再確認、再認識をして、やっぱりそれぞれの置かれた業務をこなしていくと。で、いろんな機会に市民からもそのことを理解していただいて、経済的には今総じて厳しい状況ですが、税を払うことによって様々な行政サービスが展開されるということを何とか再認識をしてもらって、滞納率を減らして税収を確保すると、その努力をしていかなければ、この男鹿市の財政というのはますます厳しくなっていくのかなと。最低でも収納率を上げてやっていると、そういう姿勢が今まで以上に求められてくるのかなという気がしておりますので、まあその辺を市長以下、十分にこう考慮していただいてやっていければありがたいのかなということを申し添えて、議長、終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。16番安田健次郎君の発言を許します。

○16番（安田健次郎君） 通告もしないで大変恐縮に思うんですけども、少しだけ関連でお聞かせ願いたいなというふうに思うんですけども、一つは、ただいま三浦議員さんが質問したように、この3号事件についてはね、やっぱり現実に納税者が、まあ

一例を挙げれば例えば国保税の滞納があって、まあ請求、まあ納めてくれというふうに対応されるわけだけでも、その際、垂れ込みがあったわけだけでも、なかなか病気で大変なのに、自分で行けなくて対応した、身内が対応したら、今でも素早く納めないと保険証を交付できないという言われ方をして、大変頭にくると。で、こういう背景、我々いつも国保税が高くて困ると。今、重税感が一番あるのはやっぱり国保税だと思うんだけど、主に今回の事件の大きな被害も国保税です。で、これがまあ今回やむを得ないっていう部分もあるわけですし、我々議案を取り扱う面ではやむを得ない部分がありますけども、今後、先ほど副市長が陳謝したんだけど、やっぱり真面目に困難の中でも納めてる方々から見ると、この後もっともっと後を引くんじゃないかなという点では、私は今の副市長の陳謝のみにあらずね、これからやっぱり事あるごとに、やっぱり市民に対して協力を仰ぐっていうかね、まあ陳謝していくという姿勢をやっぱり貫く必要があると思う。そういうことから言うと、事具体的に納税の問題だけじゃなくても、サービスの問題でも、高飛車なやり方をすると反感を買う可能性があります。簡単に言うと、真面目に納めてきたのに、なぜこのぐらいの額をね、やむを得ないっていう形で議決しなけりゃならないかっていう批判がこれから出ます。そういう点では、今後の市の行政の在り方についての基本的な、まあ地方公務員法にありますね、倫理あるわけだけれど、それに基づいてやるべきだと思うんだけど、もう一回、市長から今後のこの点のね、真面目に納めた方々に対しても含めて、どういう考え方を持っているかお聞かせ願いたいなと思うんです。

で、もう一つ、今日市長がもっと、この間の7日、8日の台風被害、あの、豪雪被害で報告があるのかなと思ったんだけど、まあ前回20日の日、議会で幾らかの調査した時点での報告あったんだけど、しかし私が見る範囲内で、もしまあ私の耳に町内会なり振興会から入ってなければやむを得ないんだけど、私が知る範囲内では、いろんな被害なり、まあ結構あるわけだよ。家屋等の被害は1軒、2軒あって報告されてますけれども、それに準ずるような小屋被害、具体的に分かりやすく私申し上げますけども、私の近くだけで6軒、私のうちも含めてね。作業場とかね、うちも1軒あるわけだけでも、物置とか、そういうのが結構、まあ竜巻じゃないかっていううわさもあるわけだけでも、地域に限ってそういう現象が起きてます。しかし、その後、まあ1軒については交通被害がありましたから素早く対応していただきました

た。これはありがたく思ってます。本人も喜んでます。でも、その後の調査とかって  
いうのはね、どうなってるかね。ていうのは、なぜ今私、今日関連で聞くかっていう  
と、ハウスが3棟も4棟も剥げてやられてるのにね、何の音沙汰もないっていうよう  
な感じなんですよ。たまたまおととい、JAの秋田なまはげが秋田市に対して、市長  
に対して、うちの市長に対して、災害の援助を求める申し入れしましたけども、男鹿  
市には来てたのかどうか。ある理事の話だと、潟上市と男鹿市に行かないという話の  
ことを聞いてしまったんですね。まあ事実かどうか分からないがら申し訳ないけど  
も。いずれ、災害のね要請なりが来てたかどうか確認しておきたいと思います。もし  
来てたとしてもしなくても、振興会なり町内会にハウス被害とかそういう家屋以外の  
ものについての調査をしてるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思うんです。

実は今日ここに国から来てる資料持ってきてますけども、相当細かくね、いろんな  
手だて、援助の方針が出てますよね。基本方針からね対応策からね出てます。まあた  
またま秋田県全域で捉えられてるわけだから、災害救助法適用されてるわけだけれど  
も、しかし中身を見ますとね、ハウスの倒壊なり、通路の阻害ある場合とか、いわゆ  
る内訳、うちの一軒家だけ、住家だけじゃなくて、それに準ずるものについても対応  
してもよろしいという書き方してます。そのための交付金はちゃんと出しますっちょ  
う書き方ですよ、これ。ですから、そういう点ではね、もう少しきめの細かい調査  
なりしたのかどうか。もししてればいいですよ。して、対応策検討してるんだったら  
いいんだけども、もししてないとしたらこの後どうなるのか、伺っておきたいと思  
います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

納税者っていうのは、その自分が納めた税金がいかに自分たちのために、市民のた  
めに公平に使われてるか、効率よく使われてるか、そういうこう安心感を与えな  
きゃ駄目です。それとまた、みんながきちっと納めていくと、そういうスタンスでい  
かないと、また納税者の不満が募っていくと、そういうことになるかと思ひます。何  
とかそういうふうな姿勢で、まず納税者の皆さんには、納税についてはやっていき

いと思います。

100引く1は99じゃなくてゼロだと、そういう商売の言葉があります。1回ミスすると、その大きな痛手を受けるってことすな。「10・10・10（てんてんてん）の法則」っていうのもあります。信頼を得るためには10年かかるけども、信頼を失うのは10秒だと、それもまた信頼を回復するには10年かかると、そういう言葉があります。

私、今年の年度始めのときに、市民に、市役所の職員に、今年の方針ということで、経営方針と、市の経営方針ということで訓辞をしました。やっぱりもう一度、この問題を踏まえながら、新たな覚悟で臨まなきゃ駄目だと、そういう思いで市役所の職員に、まず一人一人が経営者であると。てことは、全体に目配りしながら、自分たちが市の経営をどうあるべきか考えていくべきだと。そして、全員が経営者だと。みんなが市の宣伝をしていこうということです。そして、その中に書いてますけども、やっぱり朝礼をきちっとやって組織的に動こうと。明るく元気に市民に接すると。そしてまた、何でも物を言えるような、やっぱり300人の組織の中でまったりやってると組織が衰退してしまうと。何とか活発に筋を通し、意見を述べていくと。そして、報告、連絡、相談をきちっとやっていくと。そういうことを言ってます。やっぱりこの問題で一番大事なことは、まあ全てのことですけども、きちっと報告していくと。見て見ないふりをしないで、いろんなことをざくばらんに話し合っていくような、そういうフラットな組織が大事だということだと思ってます。何とかこの問題を契機に、もう一度、職員の理念を変えていくっていうか、そういう気持ちで取り組みますので、何とかよろしく御理解をお願いしたいと思います。頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） 私からは、さきの低気圧による暴風被害の農業施設等の被害についての御質問に対してお答えいたします。

議員から伺われましたJAの要望ですけれども、これは、男鹿市におきましても先週末受けております。JAなまはげの副組合長さん以下の方から、JAでつかんでお



ります情報の提供、それから今後のJ Aの支援策について説明、それから市の協力を要望されております。

また、被害状況につきましては、本市の担当課におきまして調査しております。この状況につきましては、県と、それからJ Aで共有しております。

この後、まあ共済組合による支援、それからJ Aによる独自支援、それから県の支援策、これについても詳細が決まり次第、まあ市として対応できることにつきまして、まあ皆さんの被害について支援できるようにというふうにJ Aの要望に対しても回答しておりますので、まあこの後、具体的な施策が決まりますれば市としても対応していきたいというふうな準備を進めてるところであります。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。16番安田健次郎君

○16番（安田健次郎君） まあ前段の3号の問題について、市長はそのとおりだと思うんですね。で、ただやっぱりまだね、地方公務員はなぜ1ランク上のね身分保障されてるか。地方公務員法だと。これまあここに名刺あるわけだけでも、今朝いただきました。会社の場合は労働法とかね守られてるわけだけれども、まあ市政に任せればね、結構いい項目あるなと思うんだけど、しかしやっぱりそもそも公務員っていうのは、地方公務員法に定められて、いかに厳格な規定がありますよね。そのために身分をちゃんと保障しなけりゃならないっちゃう規定もあるんです。ですから、あってはならないことだけでも、ありました。そういう点ではね、何か近頃、まだこういうろんな軽微なね間違い事がこう目立つようになってますけども、そもそもこの地方公務法の遵守っていうのはね、これから基本にしていだきたいというお願い質問で悪いわけだけれども、すみませんが一言付け加えさせていただきます。

この農業被害なり、ハウスの被害とかって言ったけれども、作業場を農業ってまあ捉えてるかもしれないし、まあ物置って捉えれば一般家庭の物置もあるわけだ。それこそ今部長触れなかったんだけど、どうもまだ補助なり要求が決まればこれから対応するっていう答えだと、ちょっとね、まあ飲み込めないっていうか、私頭悪いんで。調査をちゃんとしてるのかっちゃう私質問したはずなんだけれども、どうもその家庭に、まあ一番いい例が私のうちですよ。誰も来てません。ハウスもいかれました。これ仕方がない、自分のことあんまり言いたくねえ。3棟も4棟もいかれた方々

がね、どうなってるのかっていうことなんですね。調査もしないで、要項が出ればそれに基づいて回ってくるっていうことだとすればね、ちょっと気になるんで私質問したんですけどもね。ですから、やっぱりもっときめの細かい、せっかくね振興会なり町内会なりいるわけだから、もっと手早くやっておかないとね、いつまでもこう不安にかられてる方々が結構いますよ。あれからもう10日も2週間も過ぎてますからね。そういう点では、もう少しこう行き届いた、お見舞いもしれってわけではないんですけども、お見舞いするほどの被害の方はそんなに多くないですけどね。しかし、やっぱりそのぐらいはね現場に足運んでも、せばね、やっぱりああやってるなって思うんだけど、そこら辺はどうなんでしょう。もうちょっときめの細かい調査内容すべきだと思うんだけど、再質問します。

○議長（吉田清孝君） 柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） この被害状況の調査につきましては、当日といたしますか、暴風がおさまってから管内を担当課で巡回しまして、その調査をしております。これについては、まあJAの方と、それから県の報告と共有しておりますけども、もしその中でまあ取りこぼしといたしますか、非常にこういわゆる農業施設じゃないもの、そういう家屋被害と判別がつきにくいもの等があった場合も考えられますので、その辺につきまして再度情報の整理をいたしまして、もし被害があるのであればそれを被害状況調査の中に付け加えるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠君の質疑を許します。

○10番（佐藤誠君） すいません、通告しないで私は申し訳ございません。関連でちょっと質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、ちょっとひとつ先に簡単な方から。ちょっと説明が、当局から説明あるかなと思ったらなかったの、補正予算13号の商工費のチャレンジ広場用品、この、これがどんなような形で、どういうものがこうなるのか、何に使われるのか伺いたいと

いうことと、まあこの件については、付け加えさせていただくと、どうも市民の方々はまだどうなるのかは全然こう分からないと。ここどうなるのって、工事、そしてどういうふうになるのかがあんまりまだつかめてないというようなことをよく質問されます。で、例えばあそこにこう完成の完成図とかそういうのもなかなかなかったり、市民がこうもっとわくわくするような何かがあってよかったんじゃないかなと、今さらながら思うわけですが、もう少しこの広報がうまくあれだけやっていると、こう市民はすごく関心持っていくわけですから、それがあたらうれいなということもちょっと付け加えさせていただきます。それが1点です。

2点目は、公金着服問題ですけど、これまあ確かにずっとやってきたわけですが、今回がひとつの幕引きのような形で考えておられるんじゃないかというような議案の提案だと受けとめています。で、今回のこの債権放棄の理由は先ほどからあるように、やはりこれが立証できないと、領収書とか、実際のこれは立証できない。裁判費用もかけられない。それだけ新たに市から持ち出しするのはこれはどうかということで債権放棄したいと、これはこれで私はそのとおりだなと思っています。しかしながら、この3, 700万円云々というのは、市としては、先回までの説明によりますと、明らかに市としては市民の証言が信用できると。市民の言うことが信用できるとして帳簿に参入したという説明がありました。ということは、明らかに穴が開いているということをも認めた。現状として穴が開いているということを私は市が認めて、それを市民のお金で市民全体でその穴を塞いでくれと言ってるように放り投げることになるんじゃないかなと。それを議会に、我々は市民の代表ですから、この18人いる議会にかけて、市民の皆さん、この穴は、市民の皆さんのサービスがなくなるということは、市民の皆さんの責任で塞いでくださいよと言われてるんじゃないかを感じる人もいるわけです。でも、考えてみれば、線が引けるんです、少なくとも。役所と市民と、そこに一線が引けるはずなんです。これ役所の不祥事だべせって。少なくともそこに線は引けるんです。責任は誰、どこにあるのかということをも思ったときに、線が引けるんですよ、やっぱり。それは市民みんなにまぶして、市民で、役所の不祥事を市民で穴埋めするという考え方なのか。それとも、穴が開いてるのをこのまま置いておくわけ、置いて、市民サービスを不足なままいくのか。この開いた穴をどうするかの説明が何もなし。県の食糧費問題なんかでは、かかった人もかかわってない人

たちも皆、補填したりしてやったわけです。それでこそ行政が一体化っていうことになるんじゃないかなと私は思います。自分の腹が痛い、指先が痛い、そうした場合は、自分の腹が痛いときは手がそこに行ってかばうでしょう。みんなそこに意識するでしょう。指一本痛いとき、みんなそれをかばうようにするでしょう。それが一体化っていうものであって、これだったらもう、この指あともいじまえと、足もいじまえと。一体化の何物でもない。

ですから私は思うのは、少なくとも行政の方で、市役所の方で、これをどう穴埋めするのか。このことは何も出てこないのがおかしいなと思います。それをどうするつもりなのか。穴開いたままいくのか。穴開いたままいかしてほしいのか、と市民にお願いするのか。ていうことは、先ほど陳謝したように、サービス足りなくなるけど申し訳なかったと。そういうような解決するのか。それとも、この穴は自分たちで何とかこういう形で埋めていくから、ていう形になるのが市長の言う全員がこの経営者ってことじゃないんですか。一体化してるってことじゃないですか。私が経営者だったらそう思いますよ。自分の社員が不祥事を起こしてしまったら、それお客さんに求めることは無理でしょう。自分の会社内で何とかするでしょう。今回ちょっとみんなボーナス減るけど仕方ない、我慢してくれよって言うこともあるでしょう。それは公務員だからできないかもしれないけど、何かそういう形があってしかるべき。

私は今回、この収め方をしたならば、今後、まあこういうことが起きるか、まあ起きないようにしてやっていくんでしょうけども、もしなった場合に、同じようなこれがひとつの判例となっていくと思うんですね。ですから、この姿勢、気持ちの持ち方、これが非常にこの今回の問題の取組、どう収めていくか、どう収めたら本当に市役所は一体化してまた市民と信頼関係を結べるかっていうことを考えていかないと、あ、何だ、痛いとかただ取ってあと終わりなんだな、市役所ってみんなばらばらなんだなっていうことを実証するような感じして、それでいいのかなっていうことを思います。やはり穴ぼこの修理を誰かがしないといけない。それ誰やるのって。市民に押しつけるのっていう話です。さっき筋を通すとかって市長もおっしゃってましたけど、自分のこととして考えないといけないということを訴えてるんであれば、市全体が、市役所全体がそうなった場合に、じゃ、どうなるのか。自分が経営者だったら私はやる、自分の問題としてやらざるを得ない、そういうことを思います。それができ

ないんだったら口だけであって、スローガンだけであって、実態は何にも伴わない。そういうものだと思いますので、その辺の市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、今回は、この本人が認めない部分ですけども、本人が認めた部分に関して、今、本人は月々何か5,000円ぐらいずつ払ってるということであります。それで時効は延びていくわけですけども、月々5,000円でいくのか。それとも、ちゃんと本人にいつまで幾ら払うかと支払いの計画書とか約束させて、それに組み込むようにしてるのか。そこまでチェックしてるのか。そうでなければ、そういうこともちゃんとしてなければ、結局、本人はお子さんいるかどうか私は分かりませんが、年齢ある程度なってきたり相続放棄してしまえば、あと負債放棄してしまえば、それも何もなくなるわけです。このやり方がこういうことをやったときの判例になっていくことの恐ろしさ、そのことを思ったときに、やはりそれではない。このことに真剣に取り組んでいく姿勢が市役所では示されるべきだなと、して示すべきだと。市長は、ある一線を引いて前向きに行こうと、その気持ちは分かります。市長が就任される前からのお話ですから、それは分かります。分かるけども、みんなで一体化してやるためには私は何かが必要なんでないかなということ非常に思います。まあそういうことについて、市長のお考え含め伺いたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 私からは、今回の補正予算における商工費の内容についてお答えさせていただきます。

今回は駅周辺広場で必要とする物品ということですが、この駅周辺広場においてはですね、新たな賑わいづくり、それから、まあ新たな起業家の育成と、そういった目的を持ってですね整備するものでございますけども、今回の備品は、チャレンジ広場の出店される方がですね、まあ出店しやすいように、テント、それから屋台というものを市で準備をさせていただくということで購入するものでございます。

このテントにつきましてはですね、ある程度頑丈な足の柱、まあ4本柱のものでですね、それを特殊加工させていただいてですね、そういった柱にですね天幕と横幕を備えたものということで、まあ簡易でですね、簡易に設置できて頑丈なものというもの

を5張り用意いたします。

それから、屋台といたしましては、木組みのものを想定しておりますけども、簡単にですね設置ができるもので、市として何か商品、自分でつくったものをですね販売できるような、まあそういった屋台を想定しておりますけど、これを20台購入するということで想定しております。

まあテントにつきましては、ちょっと特殊加工ということで高額になりますけども、1張り当たり40万円程度を想定しているところであります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） お答えします。

今回のいわゆる権利の放棄に関しまして、まあ穴が開くというようなことで、その補填というような御質問かと思えます。

で、まあ税務処理上は、税務の会計処理上は終えてまして、この請求した金額につきましては、賠償金として未収にあがっております。で、このたび領収書のない、いわゆる物的証拠のない部分について放棄しようとするものでございますが、これを放棄すれば当然不納欠損しまして、その部分が結果として穴になると。

で、まあこれまでも市長初め議会にもお話をさせてきておりますけれども、これにつきましては、まあ当時の元課長の上司等とOB職員からは寄附を募っていただいております。で、そのほか、この事件につきましては個人の犯罪である、組織的なものではないといったことで、市職員としてその補填はしないということを議会にも話をさせてきていただいております。で、まあこれにつきましては、私どもとしましては、現状でもこの不納欠損する金額につきましては職員全体で補填するという考えはございませんが、職員がこれまでもやってきてございますが、より市民の信頼を回復できるよう一生懸命頑張っていきたいということで考えてあります。

また、元職員が認めている部分でございますが、これにつきましては、月々まあ返済、5,000円程度の返済でございますが受けてはおります。ただ、本人の資産状況を見ますと、訴訟によっても回収する財産がないと、現時点ではそういう状況だと思っております。で、本人からは誓約書、今後も引き続き返済していくというような

誓約書はいただいておりますが、私どもとしましても今後引き続き返済していただけるよう努めてはいきますが、現状としてこの金額でいきますと、まあ賠償金全額を完済するにはかなりの時間、まあなかなか厳しいこととなりますけれども、途中途中で本人の資産状況等を確認しながら、引き続き返済していただくよう努力はしていきます。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 先ほどの関連でございます。

駅周辺広場における市民の皆様への周知ということでございます。

今現在ですね、市役所の入り口と、それからオガールの方にですね完成予想図というものをですね掲示させていただいておるんですけど、まだまだ市民の皆様への周知というのは不十分というふうに考えております。これから今御指摘いただいたように、市民の皆さんのわくわく感の創出に向けてですね周知を一生懸命頑張ってみてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠君） 終わります。いいです。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第1号から第4号までを一括して採決いたします。本4件については

原案のとおり可決及び承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第4号までは原案のとおり可決及び承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて2月臨時会を閉会いたします。どうも御苦労さんです。

---

午前11時11分 閉 会



会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 鈴 木 元 章

議 員 佐 々 木 克 広

